

論文審査の結果の要旨

明治プロテスタント・キリスト教における女性と国家

——木下尚江とキリスト教界指導者との対決——

論文提出者氏名 鄭 玆汀

鄭玆汀氏の博士学位請求論文「明治プロテスタント・キリスト教における女性と国家——木下尚江とキリスト教界指導者との対決」は、社会運動家であり小説家であった木下尚江（1869-1937）の思想とその射程とを、明治日本のキリスト教がもちえた思想的可能性として、当時のキリスト教界の主導的な論説に照らしながら、解明する試みである。

明治中期から昭和初期に活躍した木下は、資料上の制約もあって、いまなおその全体像が十分に明らかになったとはいえない。また木下の言論はその激しさ執拗さにもかかわらず、当時の論議の主流を変えるには至らなかったのであり、後代への顕著な影響もみとめられず、その思想的意義についてはなお検討の余地が残されている。

前者の問題について本論文は、研究範囲を明治期に限定した上で、新資料を発掘するなど木下の活動の実証的な検証の進展に貢献するものである。また後者の思想的意義については、当時の思想動向に追随するのではなく、あらためて当時の論議と木下の批判その双方を俎上に載せ検証し直す、すなわち、両者の「対決」を顕在化させ、そこから両者の意義を再考するという態度を採っている。この比較考察によって本論文は、木下の思想的闘争の解明、その意義の再評価に寄与し、他方、当時のキリスト教界における主導的な言説に新たな光を当てることにも成功している。

分析の視角として選ばれたのは、第一に、確立しつつあった天皇制国家とキリスト教との関係、第二に、第一の点ともかかわる女性の家族的、社会的地位に関する見解であり、いずれも木下の言論活動の焦点をなした問題であった。

以下、論文の内容を概括しながら、審査による評価を記す。

序章で、上記のような本論文の課題設定が示された後、本編は三部八章で構成される。

第1部は「明治中期のキリスト教界と木下尚江」と題し、キリスト教指導者の女性論に焦点をおき、キリスト教と国家との関係についての当時の思潮への対応という観点から、明治初期以来の論調の変化を明らかにし、同時代に自己形成した木下の言論活動と思想の進展とをあとづける。

第1章「明治中期におけるキリスト者の「男女関係」論とその変遷」は、男性中心、家父長中心の家族制度に対し、男女同権、自由な交際と結婚を提起したキリスト者の言論が、教育勅語発布に象徴される政策の動き、同調する言論界の動向に呼応して、旧来の家族主義、それに支えられる国家主義を追認し、そこに内属することを表明するに至るその展開を明らかにする。

そうした思潮の内に自己形成し、松本で入信し、禁酒、廃娼運動に身を投じた木下の言論活動を実証的にたどるのが第2章「松本時代における木下尚江—キリスト教的社会改良運動と女性論」である。近年の新公開資料、さらに未公開資料をも積極的に用い、松本時代の木下の活動の解明を前進させるものと評価できる。また実証を通じて、学生時代から、家族単位でない個人による社会というヴィジョンをもつ木下が、廃娼運動に関与する中で、「愛」の精神に基づ

く女性の人権擁護の主張へと問題意識を深化させていく過程を浮かび上がらせている。

第2部「明治後期のキリスト教界と国家」は、明治後期に大きな影響力をもったキリスト者の言説、すなわち、木下尚江が対峙した、当時、主調となっていた言説について、木下が批判した観点を生かしながら、それぞれ丹念に読み直し再構成する。

第3章「巖本善治の女子教育論―「帝国」と「女学」」は、女性の地位の向上を訴えた先駆者である巖本の「女学」思想が、天皇制国家体制に適合的な女性の育成を旨とするものであり、日清戦争前後には日本の帝國的拡張への積極的関与をも望まれるに至ったこと、キリスト教はそうした目的の達成を支える倫理として捉えられていたことを明らかにする。

第4章「植村正久の「武士道」論―日清・日露戦争とキリスト者」では、代表的な思想家であった植村が主張した「洗礼を受けたる武士道」論、すなわち、明治日本のキリスト教のあるべき形態を、日本固有の倫理と見なす「武士道」との接合に見出す論説を詳細に分析し、それが国家主義的、帝国主義的政策に積極的に加担する伝道の提唱へと進展するさまを析出する。

さらに第5章「海老名弾正の「忠君敬神」思想―キリスト教による「国体」の弁証」は、植村と並んで影響力のあった海老名弾正による、キリスト教を、国家体制、さらにその帝国主義的な拡張と相互に補完的なものとして意味づけていく主張を詳細に論じている。

以上三章ともにこうした観点による先行研究は少なく、明治キリスト教思想の理解に資する思想分析である。

第3部「明治後期の木下尚江―女性と国家をめぐって」は、主として明治32年(1899)に上京した後の木下の社会運動、言論活動をたどりつつ、その批判の本質と改革のヴィジョンとを、第2部で把握した主導的な論説を踏まえて浮き彫りにする。

第6章「木下尚江における「廃娼」の思想―虐げられた者の権利とその回復を旨として」では、上京後も取り組んだ廃娼運動に関する言論を軸とし、木下が人権擁護と国家批判を強める一方、工場労働者や娼妓を改革主体として発見した過程をあとづける。

第7章「明治期キリスト教界と木下尚江―「野生の信徒」の革命」は、キリスト教を、強権的な国家主義的政策に対峙し変革するものとして確立する立場から、戦争に反対し、国家による教育や宗教に対する統制策を批判し、他方、「武士道的基督教」やキリスト教と国体との相互調和など、キリスト教界の主導的論説を徹底的に批判した木下の言論活動を提示しその意義を論じる。

第8章「木下尚江と日本基督教婦人矯風会―女性と国家をめぐって」は、女性の地位向上をめざした日本基督教婦人矯風会との関わりの変遷を確認しながら、女性とその社会参与に関する木下の思想を再構成し、その意義を検討する。

以上のように第三部も、新資料の発見などによる木下の思想展開の解明への寄与のみならず、女性の権利、社会参加の問題に木下が一貫して精力を注いでいたことを具体的に明らかにするなど、木下の思想総体の新たな理解に大いに貢献している。

審査では、このような思想的対立をつくりだしたキリスト教、また当時の政治的経済的変動について考察が十分でないこと、木下のキリスト教信仰の一貫性にはなお検討の余地が残ること、木下の論説に対するキリスト教思想としての分析の不足などの問題点が審査委員から指摘された。いずれも今後の課題となるものながら、木下尚江研究、また明治プロテスタント・キリスト教研究における本論文の意義を減ずるものではないことも確認された。

以上の審査の後、協議の結果、本審査委員会は全員一致して、本論文が鄭玪汀氏に博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。